

し尿収集料金適格請求書交付申請要領

し尿収集料金を口座振替によりお支払いをされた方で適格請求書の交付を希望される場合は、申請要領を確認のうえ申請してください。

<申請要領>

1. 受付

申請書の受付は随時行います。

2. 提出物

○適格請求書交付申請書

原則として収集場所の住所に郵送いたします。収集場所の住所以外に郵送を希望する場合は異送付先に必要事項を記入のうえ、提出してください。

また、収集名義等の記入内容に誤りや記入漏れがないようお願いいたします。

※記入方法等については記入例を参照ください。

3. 提出方法

郵送、持参、FAXで受付を行います。

・持参の場合：土・日・祝日を除いた平日の8時30分から17時15分までの時間にご来庁をお願いいたします。

・FAXの場合：下記のFAX番号に送信後、送信した旨の連絡をお願いいたします。

4. 提出先及び問い合わせ先

〒811-4303

福岡県遠賀郡遠賀町大字今古賀603番地の1

遠賀・中間地域広域行政事務組合 業務第2課 衛生係

TEL 093-293-3581(代表)

FAX 093-293-2162

<その他>

1. 適格請求書の交付について

原則として1月に直近の1年間分(1月～12月収集分)の適格請求書を一括発行し、郵送いたします。

※その他期間の適格請求書の交付を希望する場合は、提出する適格請求書交付申請書の備考欄に希望する期間等を記載してください。

2. 交付する適格請求書について

交付する適格請求書の名称は口座振替明細書です。これはし尿収集料金の口座振替による請求金額についての明細であり、支払いについての証明をするものではありません。

3. 交付申請について

既に交付申請をされている方につきましては、現在提出されている申請内容を基に引き続き適格請求書の交付を行いますので、改めて申請書を提出する必要はありません。

ただし、適格請求書の交付が不要となる場合は、ご連絡をお願いいたします。